

議案第 39 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）が施行されることに伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和46年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</u></p> <p>3 省略 以下省略</p>	<p>第 1 条関係 羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</u></p> <p>3 省略 以下省略</p>
<p>第 2 条関係 羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく保護を受けている者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</u></p> <p>(2)・(3) 省略 以下省略</p>	<p>第 2 条関係 羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく保護を受けている者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</u></p> <p>(2)・(3) 省略 以下省略</p>
<p>第 3 条関係 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ</p>	<p>第 3 条関係 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ</p>

<p>かに該当する者は対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>かに該当する者は対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>
--	---